

令和8年度第2回会津若松市地域公共交通会議

日 時：令和8年6月26日（金）13時30分～
場 所：会津若松市文化センター会議室兼展示室

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 委員等の紹介

4. 議 事

- (1) 報告第4号 令和7年度事業報告について
- (2) 承認第1号 令和7年度収支決算について
- (3) 報告第5号 会津若松市地域公共交通計画アクションプランの進捗状況について
- (4) 議案第2号 令和8年度事業計画（案）について
- (5) 議案第3号 令和8年度収支予算（案）について
- (6) 議案第4号 令和9年度会津若松市地域公共交通計画認定申請書(案)について
- (7) 議案第5号 会津若松市運賃協議分科会設置規程の一部改正について
- (8) 報告第6号 路線バス代替運行（実証運行）について

5. そ の 他

6. 閉 会

会津若松市地域公共交通会議 委員・事務局名簿

(任期：令和8年3月23日～令和10年3月22日)

委 員						出席者
No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	役職	
1	一般乗合旅客自動車 運送事業者の代表	福島交通株式会社 会津支社	支社長	佐藤 俊材		(代理出席) 安部 和人
2	一般貸切旅客自動車運 送事業者の代表	イズミ交通株式会社	代表取締役	坂内 靖弘		坂内 靖弘
3	一般乗用旅客自動車 運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田 正寿		(代理出席) 吉田 修
4	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎		穴戸 紳一郎
5	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	一般社団法人 福島県タクシー協会	専務理事	菊田 善昭		(欠席)
6	鉄道事業者の代表	東日本旅客鉄道 株式会社東北本部	企画総務部経営戦略 ユニット企画課長	小池 靖人		(欠席)
7	鉄道事業者の代表	会津鉄道株式会社	取締役	小林 泰樹郎		小林 泰樹郎
8	住民（又は利用者）の代表	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	副会長	渡部 美次
9	住民（又は利用者）の代表	会津若松市 老人クラブ連合会	社会奉仕厚生部長	津田 三雄	監事	(欠席)
10	住民（又は利用者）の代表	国際ソロプチミスト会津	プログラム委員長	武田 淳子		武田 淳子
11	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局長が 指名する者	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩		日脇 渚彩
12	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所長が 指名する者	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所	調査課長	松山 智		(代理出席) 橋本 景子
13	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	執行委員長	遠藤 章		遠藤 章
14	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	全福島ハイヤータクシー 労働組合 会津交通支部	執行委員長	出羽 東		(欠席)
15	福島県会津地方振興局長が 指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部部長兼 県民生活課長	菅家 昭平		(代理出席) 大関 健夫
16	福島県会津若松 建設事務所長が指名する者	福島県会津若松 建設事務所	企画調査課長	丹野 正人		(代理出席) 藤井 秀一
17	福島県会津若松警察署長が 指名する者	福島県会津若松警察署	交通第一課長	安西 喜紀		安西 喜紀
18	会津若松商工会議所会頭が 指名する者	会津若松商工会議所	専務理事	三橋 明伸	監事	(欠席)
19	学識経験者	福島大学経済経営学類 前橋工科大学学術研究院	教授 特任教授	吉田 樹		(欠席)
20	自家用有償旅客運送を 行っている特定非営利活動 法人等の団体に所属する 者のうちその代表者が 指名する者	特定非営利活動 法人みんなと湊 まちづくり ネットワーク	事務局次長	鈴木しるく		鈴木しるく
21	会津若松市副市長	会津若松市	副市長	不在	会長	—
22	会津若松市企画政策部長	会津若松市	企画政策部長	渡部 孝	会長代理	渡部 孝

<オブザーバー>

(関係市町村) 喜多方市地域振興課 副主任主査 佐藤 崇史、会津美里町政策財政課 主査 井島 慶太郎、
会津坂下町政策財務課 主事 一条 凜太郎、湯川村総務課 (欠席)

(一般乗合事業者) 福島交通株式会社会津支社、合資会社 広田タクシー (欠席)

(市関係課) 河東支所長 柳沼 秀夫、北会津支所長 坂内 広文

<事務局> 会津若松市企画政策部副部長兼企画調整課長 二宮 慎、主幹 佐藤 崇、主査 長谷川 研人

令和7年度事業報告

1. 全体総括

地域公共交通計画及び同アクションプランに基づき、持続可能な公共交通の構築に向け、データ活用によるバス路線の再編・見直しの検討や、地域内交通の利用促進に取り組んだ。また、会津圏域公共交通活性化協議会により、市町村を跨ぐ広域バス路線の再編が実施されたことを踏まえ、市内バス路線及び地域内交通についても連携して見直しを行った。

さらに、本市において東北運輸局主催の「おでかけ交通博」が開催されたことから、本市出展の地域内交通に係る支援を行うとともに、地域住民、交通事業者、行政等が一堂に会する機会を創出した。これにより、公共交通が抱える課題の共有を図るとともに、他自治体の取組や学識経験者から最新の事例を得るなど、課題解決に向けた研究を推進した。

加えて、公共交通の利用促進を図るため、バスの乗り方教室や「MyRide どこでもバス」等の乗り方・使い方説明会を開催するなど、公共交通を身近に感じてもらう取組を実施し、関心の向上と活性化に努めた。

2. 実施事業及びその内容

事業名	事業概要
(1)アクションプラン事務事業の進捗確認及び次期計画の調査研究 <市地域公共交通計画での位置づけ> 「データ活用によるバス路線の再編・見直し」 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」 「中心部のサービス向上」 「多様な交通モード等の連携」 「利用環境の改善」 「交通・まちづくりの連携」	地域公共交通計画アクションプランの事務事業について、その進捗状況を確認するとともに、乗降データに基づいた路線バスの再編を行った。芦ノ牧線の再編にむけて地域住民へアンケート調査を実施した。また、地域内交通の河東みなづる号、みなとバスについては地域の実情に応じて運行内容の見直しを行うとともに、新たな地域内交通導入の支援制度について周知を図った。 また、現計画は令和8年度までであることから、MaaSやオンデマンド交通の運行継続、広域連携による計画策定、地域アンケート等を通じて、次期計画の策定に向けた検討・研究を進めてきた。
(2)おでかけ交通博出展支援事業 <市地域公共交通計画での位置づけ> 「交通・まちづくりの連携」	東北運輸局主催のおでかけ交通博が本市で開催され、地域住民・交通事業者・行政等が公共交通に関する課題を共有し、他自治体の取組や学識経験者から最新の事例を伺うなど、課題解決に向けた協議・検討を進めた。 本市から金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会と NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワークが参加し、トークセッションやポスターセッションで取り組みについての紹介を行った。 また、2日目は市内の路線バスや鉄道に乗りいただくエクスカーションを実施し、参加者に実際に市の公共交通の現状を確認、体験いただいた。 「第10回おでかけ交通博 2025 in あいづ」 開催日時：10月10日～11日 場 所：会津若松ワシントンホテル 内 容：トークセッション、ポスターセッション、エクスカーション 参 加 者：238人（過去最多）



(3)地域公共交通利用促進事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「利用環境の改善」	会津バスと連携して、市内における路線バスや地域内交通の時刻表に加え、バス停別索引や定期券情報を網羅することで総合的な時刻表を作成・配布し、利用者の利便性向上を図った。（予定していた総合案内マップの作成は、路線バスの大規模な再編、減便等が見込まれたため、令和7年度中の作成は見送りとした。） ■バス時刻表 ＜令和7年12月作成＞ 作成部数 8,000部 ＜令和8年4月作成＞ 作成部数 9,000部
(4)地域内交通維持確保・改善事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」 	金川町・田園町や湊地区、河東地区、北会津地区で運行している住民コミュニティバスや、大戸地区のボランティア輸送について、各地区の取組内容を共有し、今後の利用促進策等について意見交換を実施した。 また、東北地方整備局と東北運輸局が共同で主催した「第18回東北発コンパクトシティ推進研究会」に参加し、金川町・田園町住民コミュニティバスの取り組みについて発表し、先進的な取組事例の把握や担当者との意見交換を行った。 ＜意見交換会の開催内容＞ 10月2日：各地域内交通の運行概要（利用実績、収支状況、利用促進の取組等）や課題について共有 2月12日：利用促進の取組及び今年度の振り返り、来年度の目標設定等について共有。地域内交通の新規導入や運行継続のための支援内容について意見交換 ＜コンパクトシティ推進研究会への参加＞ 開催日：令和7年10月23日～24日 場 所：ルネッサンスガーデン プラザ杉の子（秋田県大館市） 参加者：金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会事務局、市地域公共交通会議事務局（企画調整課）
(5)地域公共交通利用促進活動支援事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」	公共交通機関の利用促進を図るため、地域公共交通の利用促進に自主的に取り組む団体等の活動経費に対して助成を行った。 ＜助成団体 5団体＞ ① 金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会 ・「さわやか号」乗車体験会の実施 ・利用者プレゼント企画等の実施 ② NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク ・「みなとバス」乗車体験会の実施 ・お友達紹介カード、スタンプカード等の作成

	③ 北会津地域づくり委員会 ・「ふれあい号」を活用した乗車体験会の実施 ・バス停・プレート作成 ④ 河東地域づくり委員会 ・「みなづる号」乗車体験会の実施 ・広報活動（オリジナルのうちわ、ポケットティッシュ、紙ファイル作成） ⑤ 大戸地区保健委員会 ・会津鉄道を利用したウォーキングイベント開催
(6)地域公共交通活性化事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「交通・まちづくりの連携」 	公共交通機関の利用者を増やすため、主に小学生を対象としたバスの乗り方教室(座学)を開催した他、実際に路線バスや鉄道に乗車する体験も実施するなど、公共交通の活性化に取り組んだ。 ＜実施経過＞ 計8回実施 4月16日：湊学園（前期課程） 座学 5月1日：鶴城小学校 座学 6月3日：永和小学校 座学 8月1日：一箕公民館 座学と乗車（バス・鉄道） 10月31日：東山小学校 座学と乗車（どこでもバス・鉄道・バス） 11月4日：河東学園（前期課程） 座学 11月6日：謹教小学校 座学と乗車（バス・鉄道） 12月19日：NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク ※この他に、MyRide どこでもバスの乗り方・使い方説明会も11回実施
(7)地域内フィーダー系統確保維持事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」	令和7年11月28日付けで申請していた「令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)」について、令和7年度より、補助対象事業者が活性化法法定協議会(市地域公共交通会議)となったことから、交付された補助金について各運行主体へ配分した。

3. 会議等

会 議	概 要
地域公共交通会議	○計8回開催（うち書面4回）
地域公共交通会議幹事会	○計4回開催
運賃協議分科会	○計3回開催

承認第1号

令和7年度収支決算

歳入決算額 12,738,513円

歳出決算額 11,814,967円

差引残額 923,546円（令和8年度へ繰越）

【歳入の部】

款	項	目	今年度 予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (A-B)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	1,400,000	1,400,000	0	会津若松市負担金 1,400,000
2補助金	1補助金	1補助金	10,697,000	10,697,000	0	令和7年度地域内フィーダー系統補助金 10,697,000
3繰越金	1繰越金	1繰越金	638,844	638,844	0	
4諸収入	1諸収入	1雑入	156	2,669	2,513	預金利子等 2,669
歳入合計額			12,736,000	12,738,513	2,513	

【歳出の部】

款	項	目	今年度 予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (A-B)	摘要
1事務費	1会議費	1会議費	10,000	0	▲10,000	0
	2事務費	1事務費	279,000	194,540	▲84,460	事務用品・通信費等 82,980
						国打合せ・視察等旅費 91,560
						学識委員派遣旅費等 20,000
2事業費	1事業費	1事業費	12,437,000	11,620,427	▲816,573	おでかけ交通博出展支援事業 0
						地域公共交通利用促進事業 323,554
						地域内交通維持確保・改善事業 96,760
						地域公共交通利用促進活動支援事業 469,683
						地域公共交通活性化事業 33,430
						地域内フィーダー系統確保維持事業 10,697,000
3予備費	1予備費	1予備費	10,000	0	▲10,000	
支出合計額			12,736,000	11,814,967	▲921,033	

監査結果報告書

会津若松市地域公共交通会議の令和7年度の収入・支出決算について、
関係諸帳簿及び証拠書類に基づき、会計監査を実施した結果、いずれも適正
であり、決算書のとおり相違ないことを認めます。

令和8年 4 月 22 日

会津若松市地域公共交通会議監事

会津若松商工会議所 専務理事

三橋 明伸 

令和8年 4 月 24 日

会津若松市地域公共交通会議監事

会津若松市老人クラブ連合会 社会奉仕厚生部長

津田 三雄 

会津若松市地域公共交通計画アクションプランの進捗状況について

会津若松市地域公共交通計画アクションプランに掲げた事務事業の実施状況について、毎年度、会津若松市地域公共交通会議において進捗状況を確認・検証し、計画の見直しを行っていくこととしており、令和7年度事業の進捗状況と令和8年度の取組予定を報告する。

詳細は別紙資料1のとおり。

令和8年度事業計画(案)

1. 全体方針

地域公共交通計画及びそのアクションプランに掲げた持続可能な公共交通の構築に向け、データの活用によるバス路線の再編・見直しの検討や地域内交通の利用促進に取り組む。

また、現地域公共交通計画及びアクションプランの期間が令和8年度までとなっているため、次期計画の策定に取り組む。

加えて、公共交通の利用促進を図るため再編後の路線バス等の情報を紹介するチラシの作成など、公共交通を身近に感じてもらえる取組を行い、公共交通への関心を高め、活性化を図っていく。

2. 実施事業及びその内容

事業名	事業概要
(1) 会津若松市地域公共交通計画策定調査事業	現計画である「会津若松市地域公共交通計画」及び「会津若松市地域公共交通計画アクションプラン」の次期計画を策定するために、国県補助を活用した調査事業を実施する。
(2) アクションプラン事務事業の進捗確認 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「データ活用によるバス路線の再編・見直し」 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」 「中心部のサービス向上」 「多様な交通モード等の連携」 「利用環境の改善」 「交通・まちづくりの連携」	令和4年度に策定した会津若松市地域公共交通計画アクションプラン(利便増進実施計画)に掲げた、各種事務事業について調査研究を進め、進捗確認を行いながら計画の着実な推進を図る。
(3) 地域公共交通活性化事業 (旧「おでかけ交通博出展支援事業」を追加) ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「交通・まちづくりの連携」	・公共交通が抱える課題・状況を理解し、地域住民・交通事業者・行政等の関係者がどのようにその問題に取り組んでいくか、先進事例やケーススタディ等を通じて調査研究や検討を行う。 ・バスの乗り方教室等の開催を通じて、公共交通機関の利用者増に取り組む。
(4) 地域公共交通情報発信事業 (旧「地域公共交通利用促進事業」の名称変更) ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「利用環境の改善」	既存バス時刻表の更新や再編後の路線バス情報を紹介するチラシ作成などを通じて、公共交通の利用促進を図る。
(5) 地域内交通利用促進事業 (旧「地域内交通維持確保・改善事業」、「地域公共交通利用促進活動支援事業」を統合) ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」	・地域内交通の取組内容や課題・成果等を共有する意見交換や交流イベント等への参加により、優良事例を参考とした取り組みを行う。 ・公共交通の利用促進を図るため、取組を行う団体等の活動経費に対して助成を行う。
(6) 地域内フィーダー系統確保維持事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「地域主体による「守り育てる公共交通」の推進」	地域内フィーダー系統を確保維持するため、国庫補助申請や交付された補助金の各運行主体への配分等を行う。
(7) 路線バス代替運行実証事業 ＜市地域公共交通計画での位置づけ＞ 「データ活用によるバス路線の再編・見直し」	路線バス廃止による激変緩和と新たな地域内交通導入にむけて実証運行を実施する。

3. 会議等

会 議	概 要
地域公共交通会議	必要に応じて適宜開催する。
地域公共交通会議幹事会	地域公共交通会議の開催及び必要に応じて適宜開催する。
運賃協議分科会	必要に応じて適宜開催する。

令和8年度収支予算（案）

会津若松市地域公共交通会議財務規程第2条第2項の規定に基づき、会津若松市地域公共交通会議の令和8年度収支予算（案）について、下記のとおり提案する。

記

歳入額 31,214,000円

歳出額 31,214,000円

【歳入の部】

款	項	目	今年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	13,677,000	1,400,000	12,277,000	会津若松市負担金 13,677,000
2補助金	1補助金	1補助金	16,611,000	10,697,000	5,914,000	地域公共交通アップデート化事業(国補助) 3,111,000
						福島県地域公共交通活性化事業補助金 2,500,000
						地域内フィーダー系統補助金 11,000,000
3繰越金	1繰越金	1繰越金	923,546	638,844	284,702	令和7年度繰越金 923,546
4諸収入	1諸収入	1雑入	2,454	156	2,298	預金利子等 2,454
歳入合計額			31,214,000	12,736,000	18,478,000	

【歳出の部】

款	項	目	今年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	摘要
1事務費	1会議費	1会議費	10,000	10,000	0	本会議及び幹事会経費 10,000
	2事務費	1事務費	254,000	279,000	▲25,000	事務消耗品・通信費 92,000
						国打合せ・視察等旅費 100,000
						学識委員派遣旅費等 62,000
2事業費	1事業費	1事業費	30,940,000	12,437,000	18,503,000	地域交通計画策定調査事業 10,400,000
						地域公共交通活性化事業 100,000
						地域公共交通情報発信事業 200,000
						地域内交通利用促進事業 680,000
						地域内フィーダー系統確保維持事業 11,000,000
						路線バス代替運行実証事業 8,560,000
3予備費	1予備費	1予備費	10,000	10,000	0	
歳出合計額			31,214,000	12,736,000	18,478,000	

〔附帯事項〕 項目間の流用は、会長に一任するものとする。

議案第4号

令和9年度会津若松市地域公共交通計画認定申請書（案）について

「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の活用にあたり必要となる「令和9年度会津若松市地域公共交通計画認定申請書（案）」について、下記のとおり提案する。

記

1. 地域公共交通計画認定申請書について

「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の活用にあたっては、「地域公共交通計画認定申請書」を地域公共交通会議において協議・承認を経て策定し、前年度の6月末日までに提出する必要がある。

2. 期間

令和8年10月1日～令和9年9月30日

3. 対象運行系統と運行内容

詳細は別紙資料2のとおり

系統	金川町・田園町住民 コミュニティバス 「さわやか号」	北会津地域内交通 「北会津ふれあい 号」	河東地域内交通 「みなづる号」	湊地域内交通 「みなとバス」
運営 主体	金川町・田園町 住民コミュニティ バス運営協議会	北会津地域づくり 委員会	河東地域づくり委 員会	NPO 法人みんなと湊 まちづくりネットワ ーク
運行 形態	定時定路線型運行	予約型区域運行	予約型区域運行	交通空白地有償運送
運行 地区	金川町、田園町	北会津地区	河東地区	湊地区
主な 運行 経路	金川町・田園町⇔ 神明通り⇔竹田病 院(山鹿クリニッ ク)⇔リオンドールピ オ店⇔金川町・田園 町	地区内待合乗降場 所⇔会津西病院⇔ 西若松駅等	自宅等・広田駅・会 津医療センター・ 河東支所、コミュ ニティプール等	【地域内】 自宅等⇔湊公民館・ 基幹集落センター・ JA 会津よつば湊支 店・セブンイレブン湊 店・郵便局等 【地域外】 リオンドール河東、い なにわ医院、会津医 療センター
運行 事業者	福島交通(株)	会津通商(株) (葵タクシー)	合資会社 広田タクシー	NPO 法人みんなと湊 まちづくりネットワ ーク
運行日	週5日(月～金)	週6日(月～土)	週5日(月～金)	週4日(月～水、金)
運行開始 年月	平成26年11月	平成30年4月	平成30年4月	令和3年10月

会津若松市運賃協議分科会設置規程の一部改正について

市運賃協議分科会設置規程の一部改正について、下記のとおり提案する。

1. 趣旨

運賃協議分科会については、市地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、国の方針に基づき、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにするため、運賃協議分科会を設置し、当事者である一般乗合旅客自動車運送事業者のみが事業者として協議に参加することとした。

今回、令和7年6月30日付け国交省物流・自動車旅客課長より各地方運輸局へ発出された事務連絡「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」を踏まえ、関係者の事務負担を軽減する意図から、協議又は調整を行うものとされている事項のうち、運賃協議分科会の開催を省略することのできる場合を明記するもの。

2. 改正案

「会津若松市運賃協議分科会設置規程 新旧対照表」参照

3. 変更点

運賃協議分科会の開催を省略することのできる事例として下記事項を明記。

- (1) 均一性運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めてほかの市町村に乗り入れする場合を除く。）においても、運賃額に変更がない場合。
- (2) 毎年イベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

会津若松市運賃協議分科会設置規程 新旧対照表

新	旧
会津若松市運賃協議分科会設置規程 (令和6年11月27日決裁) <u>(令和8年6月 日決裁)</u> 第1条～第3条(略) (会議) 第4条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が招集し、会議の議長となる。 2 分科会は、原則公開するものとする。ただし、分科会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。 3 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 <u>4 次の場合は協議が成立し決定されたものとみなして、協議の開催を省略することができる。</u> <u>(1) 均一性運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めてほかの市町村に乗り入れする場合を除く。)</u>においても、運賃額に変更がない場合。 <u>(2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合</u> <u>(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合</u> <u>(4) 新たな決済手段を追加する場合</u> 第4条～第7条(略) 附 則 この規程は、決裁の日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、決裁の日から施行する。</u>	会津若松市運賃協議分科会設置規程 (令和6年11月27日決裁) 第1条～第3条(略) (会議) 第4条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が招集し、会議の議長となる。 2 分科会は、原則公開するものとする。ただし、分科会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。 3 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 <u>(新設)</u> 第4条～第7条(略) 附 則 この規程は、決裁の日から施行する。 <u>(新設)</u>

会津若松市運賃協議分科会設置規程

(令和6年11月27日決裁)

(令和8年6月 日決裁)

(設置)

第1条 会津若松市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議・決定し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、会津若松市地域公共交通会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第9条第1項の規定する分科会として設置する。

(組織)

第2条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 会津若松市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）が指名する市職員
- (2) 当該協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表する者として会長が指名する者

(分科会長)

第3条 分科会に会長（以下「分科会長」という。）を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 分科会は、原則公開するものとする。ただし、分科会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
- 3 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 次の場合は協議が成立し決定されたものとみなして、協議の開催を省略することができる。
 - (1) 均一性運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めてほかの市町村に乗り入れする場合を除く。）においても、運賃額に変更がない場合。
 - (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
 - (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
 - (4) 新たな決済手段を追加する場合

(協議結果)

第5条 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実

な実施に努めるものとする。

2 分科会で協議が調った事項については、会津若松市地域公共交通会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、設置要綱第10条第1項に規定する事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

路線バス代替運行(実証運行)について

路線バス「米代・河東線（島～米代二丁目間）」と「河東・湊線（高坂～西若松駅間）」の統合及び、「笈川線（笈川小～西若松駅間）」と「塩川・喜多方線（喜多方駅～西若松駅間）」の統合により、路線バス「米代・河東線」と「笈川線」が廃止されたことから、路線バス廃止による激変緩和と今後の地域内交通について検討するため、令和8年4月から令和9年3月末までジャンボタクシーによる実証運行を実施している。

4月から5月の期間は貸切車両による委託運行を行っており、利用実績がまとまったことから、下記のとおり報告する。

また、運行内容については、令和8年3月16日付の交通会議（書面）で承認されたところであるが、河東～若松駅の代替運行の内容について一部変更が生じたことから、あわせて報告する。

1. 河東～若松駅代替運行について

(1) 代替運行（実証運行）の実績

①利用実績

		4月	5月	合計
月末登録者数		11人	11人	—
うち日常利用者		7人	8人	—
運行予定日数		21日	18日	39日
合計利用者数	1便	82人	80人	162人
	2便	26人	16人	42人
	3便	64人	73人	137人
	4便	15人	14人	29人
	合計	187人	183人	370人
1日当りの平均利用者数	1便	3.9人	4.4人	4.2人
	2便	1.3人	1.1人	1.2人
	3便	3.0人	4.1人	3.5人
	4便	1.0人	1.0人	1.0人
	合計	9.3人	10.6人	9.9人

※利用の多くは通勤利用となっており、通院や買い物利用は限定的。

河東から若松駅方面へ向かう朝の1便目、若松駅から河東方面へ向かう夕方の3便目の利用が多い。

②運行ダイヤ

停留所	1 便	2 便	停留所	3 便	4 便
島	7 : 00	9 : 00	若松駅前	17 : 23	18 : 28
田斗	7 : 01	9 : 01	三菱マテリアル前	17 : 24	18 : 29
田斗床屋前	7 : 02	9 : 02	北柳原	17 : 26	18 : 31
大和田鍛冶屋前	7 : 03	9 : 03	下柳原	17 : 29	18 : 34
大和田	7 : 03	9 : 03	中前田	17 : 30	18 : 35
熊の堂	7 : 04	9 : 04	槻の木	17 : 31	18 : 36
河東支所	7 : 06	9 : 06	藤倉	17 : 32	18 : 37
広田郵便局	7 : 07	9 : 07	田中原	17 : 33	18 : 38
六丁	7 : 08	9 : 08	六丁	17 : 34	18 : 39
田中原	7 : 09	9 : 09	広田郵便局	17 : 35	18 : 40
藤倉	7 : 10	9 : 10	河東支所	17 : 36	18 : 41
槻の木	7 : 11	9 : 11	熊の堂	17 : 38	18 : 43
中前田	7 : 12	9 : 12	大和田	17 : 39	18 : 44
下柳原	7 : 13	9 : 13	大和田鍛冶屋前	17 : 40	18 : 45
北柳原	7 : 16	9 : 16	田斗床屋前	17 : 41	18 : 46
三菱マテリアル前	7 : 18	9 : 18	田斗	17 : 42	18 : 47
若松駅前	7 : 21	9 : 21	島	17 : 45	18 : 50

(2) 代替運行（実証運行）の変更について

○河東～若松駅代替運行乗降場所の変更
(右図参照)

※利用者との意見交換の中で、
河東支所、広田郵便局での乗降が
希望として挙げられたことから、
事業者と協議し、乗降場所の一部を
変更した。
⇒河東公民館を廃止し、
河東支所、広田郵便局を追加。



2. 高野～会津アピオ代替運行

(1) 代替運行（実証運行）の実績

①利用実績

		4月	5月	合計
月末登録者数		7人	7人	—
うち日常利用者		4人	4人	—
運行予定日数		21日	18日	39日
合計利用者数	1便	76人	63人	139人
	2便	17人	12人	29人
	3便	27人	34人	61人
	合計	120人	109人	229人
1日当りの平均利用者数	1便	4.0人	3.7人	3.9人
	2便	2.1人	1.7人	1.9人
	3便	1.7人	2.1人	1.9人
	合計	7.8人	7.5人	7.7人

※小学校の通学利用が多く、一部通勤利用がある。

上森台から会津アピオ方面へ向かう1便目で通学、通勤利用があり、会津アピオ方面から上森台へ向かう午後の2便目、3便目で帰宅するパターンが多い。

②運行ダイヤ

停留所	1便	停留所	2便	3便
上森台	7:06	会津アピオ入口	14:58	16:08
界沢	7:07	会津アピオ中央	14:59	16:09
十里柳	7:08	会津アピオ南口	15:00	16:10
下高野	7:09	中の明	15:01	16:11
上高野	7:10	達磨	15:03	16:13
達磨	7:11	上高野	15:04	16:14
中の明	7:12	下高野	15:05	16:15
会津アピオ南口	7:14	十里柳	15:06	16:16
会津アピオ中央	7:16	界沢	15:07	16:17
会津アピオ入口	7:17	上森台	15:09	16:19



(平成 21 年 2 月 23 日決裁)
(平成 24 年 2 月 1 日決裁)
(平成 27 年 1 月 30 日決裁)
(平成 28 年 5 月 1 日決裁)
(令和 3 年 4 月 19 日決裁)
(令和 4 年 6 月 28 日決裁)
(令和 6 年 11 月 27 日決裁)
(令和 7 年 4 月 21 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、もって地域の実情に即した住民への輸送サービスを提供することを目的とする。

(交通会議の事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、会津若松市役所内に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第 5 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第 27 条の 16 第 1 項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 道路運送法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（同法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 鉄道事業者の代表
- (6) 住民（又は利用者）の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (8) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (11) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (12) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (13) 会津若松商工会議所会頭が指名する者
- (14) 会津若松市副市長
- (15) 会津若松市企画政策部長
- (16) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- (17) 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 第1項第1号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、前条第1項第14号に規定する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員（代理人を含む。）の3分の2以上の同意により決する。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の幹事会)

第8条 交通会議は、第3条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 交通会議は、第3条に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、事務局を市の公共交通に関する事務を所管する課に置く。

- 2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、会津若松市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第12条 交通会議に監事2名を置く。

- 2 交通会議の出納の監査は、構成員の互選により選任された監事によって行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務)

第13条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第14条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成22年1月20日までとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。